

議案第○号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組規約（平成 18 年指令平 18 市町第 815 号）第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員及び同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体を変更すること並びに同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 ○年 ○月 ○日提出

● ● 市 長
● ● ● ●

山口県市町総合事務組規約の一部を改正する規約
別表第 2 の 8 の項中「美祢市」を「美祢市、山陽小野田市」に改める。
別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第 3 条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

附 則

- この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の山口県市町総合事務組規約別表第 3 の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

原案可決

令和○年○月○日

●●●●●●●● 議会議長 ○ ○

印影
○

この写しは議決書原本と相違ありません

令和○年○月○日

●●●●●●●● 議会議長 ○ ○

朱印
○